

琴浦町ごみステーション設置基準

制 定 平成 30 年 4 月 1 日

この設置基準は、町民がごみを家庭から排出する際の利便性を確保するとともに、収集作業の効率性及び安全性を確保するため、ごみステーションの設置に関し、必要事項を定めることにより、町民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

1.ごみステーション設置について

- (1) ごみステーションの管理者が居住する範囲内に、新たにごみステーションを設置する場合はおおむね 20～30 世帯につき 1 ヶ所とする。ただし前述の世帯数以下の自治会において特に設置が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 共同住宅等の建設にともないごみステーションの管理者の居住する範囲内で、ごみステーションの利用者が増える場合は、自治会及び近隣住民と調整の上、既存のごみステーションを利用すること。ただし、やむを得ず新たにごみステーションの設置を琴浦町へ申請する場合、以降に定める基準沿って設置すること。

2. ごみステーションの設置場所

2 - 1 共通事項

- (1) 場所については、自治会及び近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話合いによってごみステーションの管理者の居住している範囲内に決定すること。
- (2) ガードレールや著しい段差等がなく、収集作業が容易に行える場所であること。
- (3) 原則、勾配がない場所とする。やむを得ず勾配に面した場所にごみステーションを設ける場合は琴浦町と協議すること。
- (4) 見通しの悪い場所を避けた位置であること。
- (5) 回転広場のない袋路状道路でないこと。
- (6) 道路交通法に従い交差点から 5 メートル以上離れ、収集車両がごみ収集することができる位置であること等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。
- (7) ごみステーション敷地内及び、その前付近には障害物（電信柱、掲示板類）がないこと。
- (8) できる限り水栓を設置し、雨水や汚水が溜まらない構造にすること。

- (9) ごみステーションへ保管容器又は小屋等を設置する場合は収集作業が容易に行うことができる構造にすること。
- (10) 本町が収集に支障がないと判断した場所であること。

2 - 2 共同住宅等の場合（共同住宅・長屋又はワンルーム形式の集合住宅）

- (1) 収集作業の安全が確保でき、自治会及び近隣住民への影響を配慮し共同住宅等の敷地内にごみステーションを設置すること。ただし、ごみステーション設置予定地が近隣のごみステーションとの距離が極端に近い場合は極力、近隣のごみステーションを利用すること。なお、10戸未満の共同住宅等は近隣のごみステーションを原則利用すること。
- (2) ごみステーションへ廃棄物の保管容器等を設置する場合、管理者は居住者数から廃棄物の排出量を勘案し、共同住宅から排出される廃棄物を十分に収納できる容量かつ収集作業が容易に行える構造の容器を設置すること。

3. ごみステーションの設置手続・管理について

3 - 1 共通事項

- (1) 場所の選定
ごみステーションの新設、変更、分散にあたってはごみステーションの利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし共同住宅等の場合は除く。
- (2) 自治会・近隣住民との調整
ごみの排出については、自治会・近隣住民とのトラブルが無いよう十分に協議すること。なお、必要に応じて協議、調整した内容の報告を書面にて琴浦町へ提出すること。
- (3) 事前協議
ごみステーションの新設、変更、分散、廃止等にあたっては、琴浦町と事前に協議を行うこと。
- (4) 収集依頼
ごみステーションの新設、移動、分散、廃止等については、収集開始又は廃止を希望する日の1ヶ月前までに「ごみステーション（新設・変更）申請書」（別紙）を琴浦町へ申請すること。なお、申請者はごみステーションの管理者又は管理者の委任を受けた者のみとする。委任を受けた者は委任状を提出すること。

(5) 私有地通行

ごみステーションまでの進入路が私道である場合は、地権者の同意を必ず得ること。

(6) 管理体制

ア ごみステーションの利用者が必要に応じて、猫やカラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。

イ ごみステーションの清潔を保つよう日頃の清掃及びネット、回収小屋等の構造物の維持管理については、ごみステーションの利用者で協力して行うこと。

(7) 歩道等

やむを得ず歩道等へごみを持ち出す場合は歩行者の通行の妨げにならないよう持ち出さなければならない。

(8) ごみステーションの利用

ごみステーションを利用する者は、自治会ごとの利用方法等のルールを必ず守りトラブルを起こさないこと。

3 - 2 共同住宅等について

(1) 自治会・近隣住民への説明

共同住宅等の管理者は建設にあたって、自治会及び近隣住民に建設計画を説明し、ごみステーションの利用又は設置及び設置位置等について理解を得ること。

(2) 10戸未満の共同住宅等の建設の場合

10戸未満の共同住宅等の建設の場合には、自治会及び地域住民と協議、調整を行い、近隣にある既存のごみステーションを原則使用すること。なお、既存のごみステーションの利用が困難な場合は共同住宅等の管理者は個別に廃棄物収集業者へ収集を依頼すること。

(3) 既存のごみステーションの利用について

各自治会の既存のごみステーションの利用にあたっては、自治会ごとのルールを守り、自治会及び近隣住民とのトラブルを起こさないこと。なお、ごみステーションの利用にあたってトラブルが生じた場合は当事者間で解決すること。

4. その他

積雪時（特に大雪時）のごみの持ち出しについて

積雪時は通常通りの収集作業が行えないことや雪上に持ち出されたごみが除雪作業時に散乱するため、積雪時はごみの持ち出しを極力控えること。なお、積雪時にごみを持ち出す際はごみ収集作業を円滑に行えるようごみの持出し方を配慮し、除雪作業時に散乱しない様なごみの持ち出し方をすること。